



The 114th Annual Meeting of the Japanese
Dermatological Association

第114回 日本皮膚科学会総会

ランチョンセミナー30

エステティックの健全な 発展を目指して

日時 2015年5月31日(日) 11:45~12:45

会場 パシフィコ横浜 4階411+412 第11会場

カリスマエステティシャンによるハンドマッサージ体験

※希望者が多数の場合は体験できないことがあります。

座長 伊藤 雅章先生 新潟大学大学院医歯学総合研究科
分子細胞医学専攻細胞機能講座 皮膚科学分野 教授
古川 福実先生 和歌山県立医科大学皮膚科学教室 教授

演題1 エステティックによる健康被害の実態

関東 裕美先生 東邦大学医学部皮膚科学講座 教授

演題2 エステティック施術の現状

久米 健市先生 公益財団法人日本エステティック研究財団 常務理事
一般社団法人日本エステティック協会 理事長

共催 第114回日本皮膚科学会総会／公益財団法人日本エステティック研究財団

お問い合わせ先:公益財団法人日本エステティック研究財団

〒105-0003 東京都港区西新橋1-23-10 南和ビル4F Tel:03-3501-5721 Fax:03-3501-6982

エステティックの健全な発展を目指して



関東 裕美先生

略歴

1980年 東邦大学医学部卒業、
1983年 東邦大学医学部皮膚科学教室助手
1986年 東京共済病院医長、
1988年 東邦大学医学部助手復職
1990年 日産厚生会玉川病院医長、
1995年 同部長
2000年 米国Cincinnati大学皮膚科学教室留学
(リサーチフェロー)
2003年 東邦大学医学部皮膚科学第一講座
助手復職
2005年 東邦大学医学部皮膚科学第一講座
講師
2007年 同准教授
2010年 東邦大学医療センター大森病院
スキンヘルスセンター長兼任
2012年 臨床教授

演題1

エステティックによる健康被害の実態

公的基準や法律上の規制がなく提供されるエステティック施術は安全性の検証がなされないまま多くの人々が利用する。施術後皮膚被害が年間600件程度独立行政法人国民生活センターに報告されるというが、エステティック業者は信頼のおけるサロンばかりではなく、衛生環境や安全性を無視して期待される効果を優先して施術提供をしている背景があるからと考える。このような現状を踏まえエステティック研究財団はその実態調査と安全性教育強化目的で、厚労科研費補助金事業として美容皮膚科学会会員に施術後皮膚障害診療経験についてアンケート調査を実施、問題点を挙げ対応策を検討している。衛生教育目的で実施したサロン環境調査、施術前後の手指培養結果、施術時の化粧品や脱毛処置後トラブルの実態、安全な脱毛機器指導などについて紹介する。施術後皮膚障害を診療することが多い皮膚科医師にはエステティック業の現状を理解し、患者教育の参考にして頂きたい。



久米 健市先生

略歴

1989年 ウェザーハウザージャパン(株) 入社
1995年 ウェザーハウザーカンパニー
(米国ワシントン)に転籍
1997年 ワシントン大学大学院入学のために
休職
1999年 ウェザーハウザーカンパニー 復職
2004年 ウェザーハウザーカンパニー 退職
2004年 中日美容専門学校事務長 就任
2008年 中日美容専門学校事務長 退任
2008年 株式会社A・B代表取締役 就任(現職)
2009年 学校法人中日学園
中日美容専門学校理事 就任(現職)
2011年 一般社団法人日本エステティック協会
専務理事 就任
2013年 一般社団法人日本エステティック協会
理事長 就任(現職)

演題2

エステティック施術の現状

本来癒しを目的に実施されるべきエステティック施術であるが利用者の要求に答えるべく過剰に効果追求をして施術が行われると種々の問題が生じる。このような現状をふまえ、エステティック業界においては民間業界団体が自主基準を設け利用者保護に取り組んでいるが、民間の自主基準であるが為の運用に関する問題点も多々ある。医療者実施との区別ができていないはずであるにも関わらず健康被害報告が多い光・レーザー脱毛施術や機器についても業界自主基準は設けており、エステティックサロンにおける衛生管理の向上に向けた取り組みも続けているので併せて紹介する。安価簡便の広告で安易に誰でもサロンを利用して過剰な要求をする。このようなエステティックサロンの非現実的な広告表現規制の徹底についても今後の課題である。エステティシャン達に本来の目的や倫理観を再認識させ安全で癒し効果を高めるエステティック施術を提供したいと考えている。